

運営推進会議（介護・医療連携推進会議）について

運営推進会議（介護・医療連携推進会議）は、利用者、市町村職員、地域の代表者等に対し、提供しているサービス内容等を明らかにすることにより、地域に開かれたサービスとすることで、サービスの質の確保を図ることを目的として設置するものであり、各事業所が自ら設置すべきものです。

運営推進会議の構成員は、利用者又は利用者の家族、地域住民の代表者、当該事業所が所在する区域を管轄する地域包括支援センターの職員、当該サービスについて知見を有する者の各分野から1名以上を選出してください。介護・医療連携推進会議は、上記の構成員に、地域の医療関係者を加えてください。

「地域住民の代表」とは、町内会役員、民生委員、老人クラブの代表者等が考えられ、「当該サービスについて知見を有するもの」とは、学識経験者である必要はなく、高齢福祉や認知症ケアに携わっている者なども含め、客観的、専門的な立場から意見を述べることができる者を指します（例：社会福祉協議会職員）。「地域の医療関係者」とは、地方医師会の医師等、地域医療機関の医師や医療ソーシャルワーカー等が考えられます。

運営推進会議（介護・医療連携推進会議）の場においては、施設の運営やサービス提供の方針、日々の活動内容、入居者の状態などを中心に活動状況を報告し、運営推進会議（介護・医療連携推進会議）による評価を受けるとともに、会議の参加者から質問や意見、助言、地域からの要望を受けるなど、地域と連携や交流を深めながら事業所運営が行えるよう、双方向的な会議の運営を心がけてください。

運営推進会議は、おおむね2ヵ月に1回（地域密着型通所介護事業所・認知症対応型通所介護事業所ではおおむね6ヵ月に1回）、介護・医療連携推進会議は、おおむね6ヵ月に1回開催し、会議録を作成するとともに、事業所のホームページに掲載、または事業所内の見やすい場所に掲示するなどして、当該会議録を必ず公表してください。

なお、複数の事業所の合同開催につきましては、一定の要件を満たす場合に認めます。

また、外部評価実施回数の緩和対象となる事業所につきましては、緩和申請の際に前年度の議事録を提出してください。外部評価実施回数の緩和要件につきましては大阪府のホームページを御覧ください。

<https://www.pref.osaka.lg.jp/jigyoshido/kaigo/gaibuhyouka1.html>

それ以外の事業所につきましては、会議録の提出は不要です。事業所にて保存（5年間）をお願いします。